

「境港流通プラットフォーム協議会」設置要綱

第1条(名称)

本会は、「境港流通プラットフォーム協議会」(以下「協議会」という。)という。

第2条(目的)

本会は、境港において、国内RORO船の定期航路化により、山陰地方における海上輸送網のミッシングリンクを解消するとともに、国際コンテナ船、国際フェリー等との接続による新たな物流ルートを模索するなど、北東アジア・ゲートウェイ「境港」の強みを引き出し、物流環境改善・商流拡大を促進させ、中海・宍道湖・大山圏域を中心にした産業競争力の強化に資することを目的とする。

第3条(組織)

協議会は、有識者の専門員及び金融機関・経済関係団体・物流関係企業・港湾利用企業並びに関係行政機関等の会員(以下「会員」という。)をもって構成する。

第4条(所掌事務)

協議会では、目的を達成するため次の事項について、検討し実施する。

- (1) 日本海側国内海上輸送のミッシングリンクを解消し、中海・宍道湖・大山圏域及び中国地方の物流の効率化の実現に関する事。
- (2) 境港国際コンテナ航路・国際貨客船の利用促進及び国内物流・国際物流の連結に関する事。
- (3) 物流サービス・輸送システムの改善及びビジネスマッチングなどの促進に関する事。
- (4) その他

第5条(会長及び副会長)

協議会に会長及び副会長を置き、会員の互選により選任する。

2. 会長は、議事その他の会務を総括する。
3. 会長に事故ある時は、会長が予め指名する会員がその職務を代行する。

第6条(運営)

協議会の開催は、必要に応じて会長が招集する。

2. 会長は、必要に応じて協議会に会員以外の関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

第7条(分科会)

協議会には、第4条(所掌事務)を専門的に調査検討し実施するため、それぞれ「国内物流分科会」「国際物流分科会」「物流・取引環境改善分科会」を置く。

2. 分科会は、会長と副会長の協議により会員をもって組織する。
3. 分科会には座長を置き、分科会の会員の互選により決定する。
4. 座長は、分科会の議事その他の会務を総括する。
5. 座長は、分科会に専門事項を調査検討させるため必要があるときは、構成員を追加することができる。

第8条(事務局)

協議会を円滑に運営するため、事務局を置く。

2. 協議会の事務局の業務は、中国地方整備局、鳥取県、島根県、境港管理組合が共同で行う。

第9条(雑則)

この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、その都度協議し決定する。

(付則)

この要綱は、平成27年7月11日から施行する。